



自然関連財務情報開示の現状

自然関連財務情報開示のためのワークショップ《ベーシック編》
第1回 自然との接点の分析に活用できるツールの紹介・実践

2023年09月15日

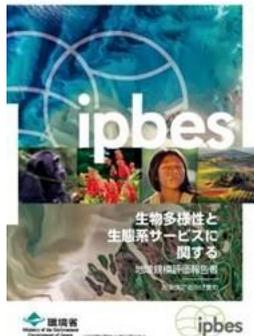


1. 気候変動と生物多様性の関連性
2. 企業に求められる自然資本・生物多様性への対応
3. 自然関連財務情報開示の動向紹介
4. TCFDとTNFDとの関係性の概要

1

気候変動と生物多様性の関連性 生物多様性喪失の要因

- ▶ 生物多様性喪失の要因の全ては**人的活動の変化・影響によるもの**である
- ▶ 自然の劣化および生物多様性喪失の**主な要因**として、**間接的要因と直接要因**が考えられる
- ▶ **気候変動が生物多様性喪失の直接要因**の一つと指摘されている



生物多様性と生態系サービスに関する政府間科学-政策プラットフォーム (IPBES)
IPBES「生物多様性と生態系サービスに関する地球規模評価報告書」(2019)

指摘

勧告

地球上の800万種
の生物のうち、
100万種
がこれからの数十年
の間で絶滅の危機

間接要因

- ▶ 人口と社会文化
- ▶ 経済と技術
- ▶ 制度とガバナンス
- ▶ 紛争と伝染病

5つの主な直接要因

- ▶ 土地／海域利用変化
- ▶ 直接採取
- ▶ **気候変動**
- ▶ 汚染
- ▶ 侵略的外来種

自然劣化
(生物多様性
の喪失)

出所 : IPBES「生物多様性と生態系サービスに関する地球規模評価報告書」より作成 (IGES和訳)

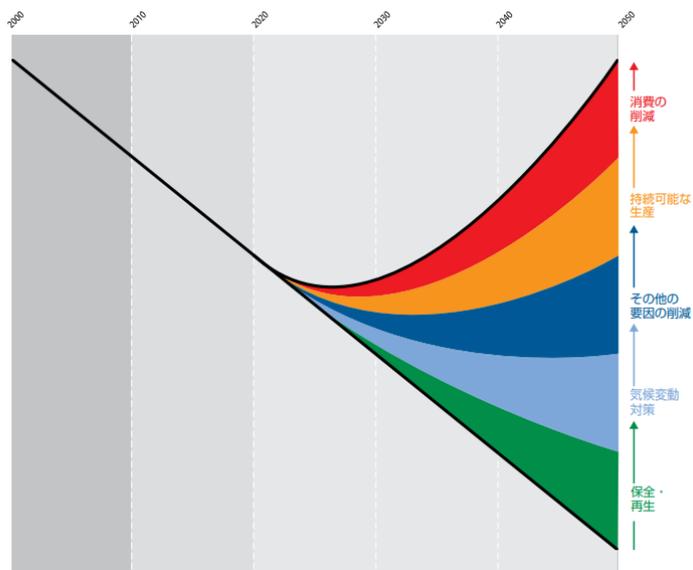
1

気候変動と生物多様性の関連性 気候変動緩和策と生物多様性保全対策の相互関係

- ▶ 生物多様性の低下については、**さまざまな行動分野の完全なポートフォリオが組み合わせれば、低下を止めて逆転させ**（流れを変える）、2030年以降には生物多様性の純増加につながる可能性がある
- ▶ **気候、生物多様性と人間社会を一体のシステム**として扱うことが、効果的な政策の鍵である
- ▶ 良質な生活の**新たなビジョンの探求、消費と廃棄の再考、人間と自然の関係に関する価値観の転換、不平などの是正、教育と学習の促進**などの社会変革を起こすことが必要である

CBD地球規模生物多様性概況第5版 (GB05) (2020)

生物多様性の損失を減らし、回復させる行動のポートフォリオ

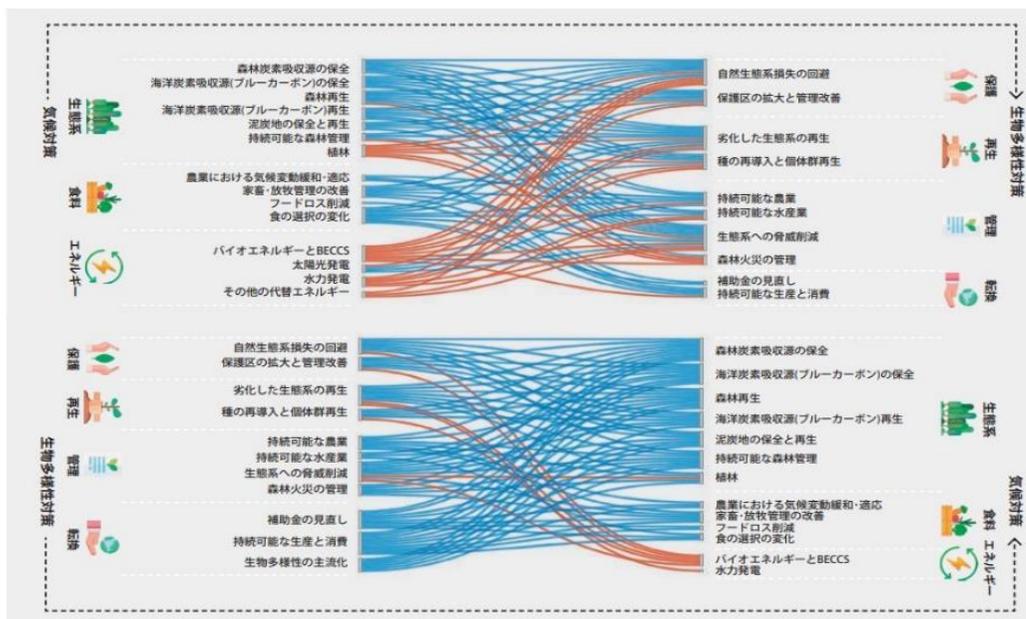


行動のポートフォリオにおいては、気候変動の対策が行動項目の一つとして挙げられている

出所：「地球規模生物多様性概況第5版：環境省による和訳」(2020)

「IPBES、気候変動に関する政府間パネル (IPCC) 合同ワークショップ報告書」(2021)

気候変動緩和策から、生物多様性保全対策への影響 (■ポジティブ、■ネガティブ)



生物多様性保全対策から、気候変動緩和策への影響 (■ポジティブ、■ネガティブ)

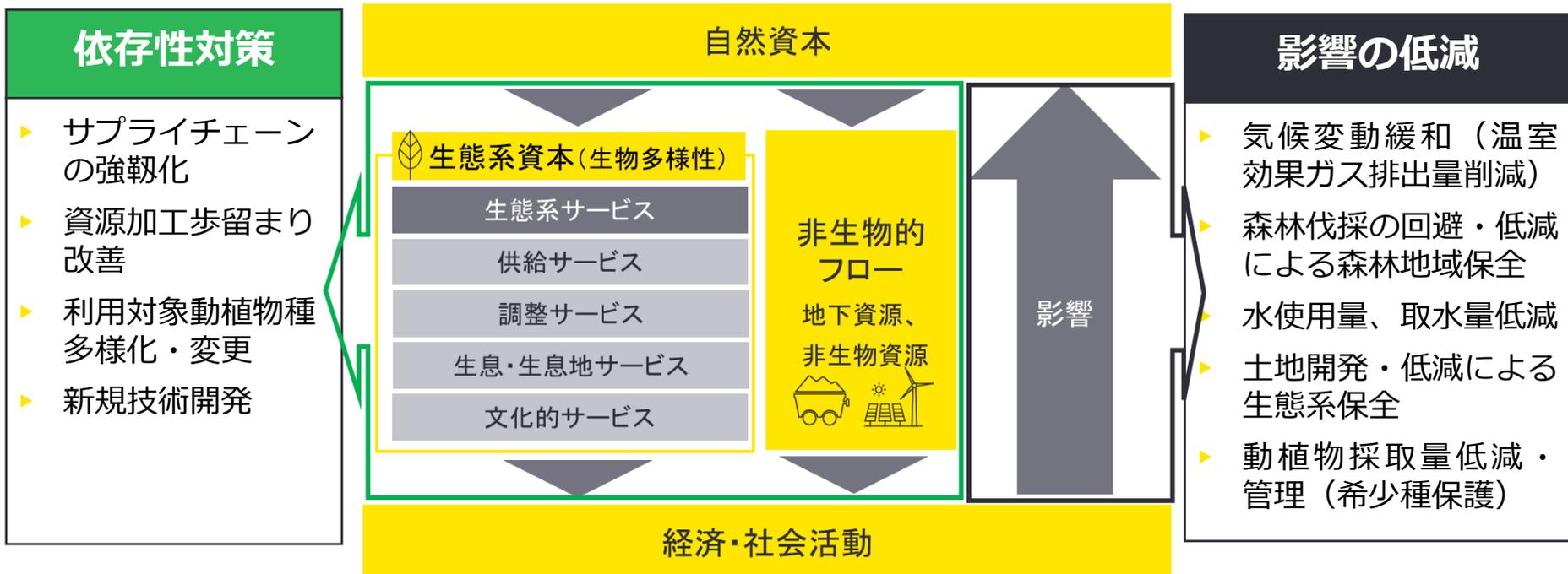
出所：「生物多様性と気候変動 IPBES-IPCC合同ワークショップ報告書：IGESによる翻訳と解説」

2

企業に求められる自然資本・生物多様性への対応

自然資本・生物多様性と経済活動の関係

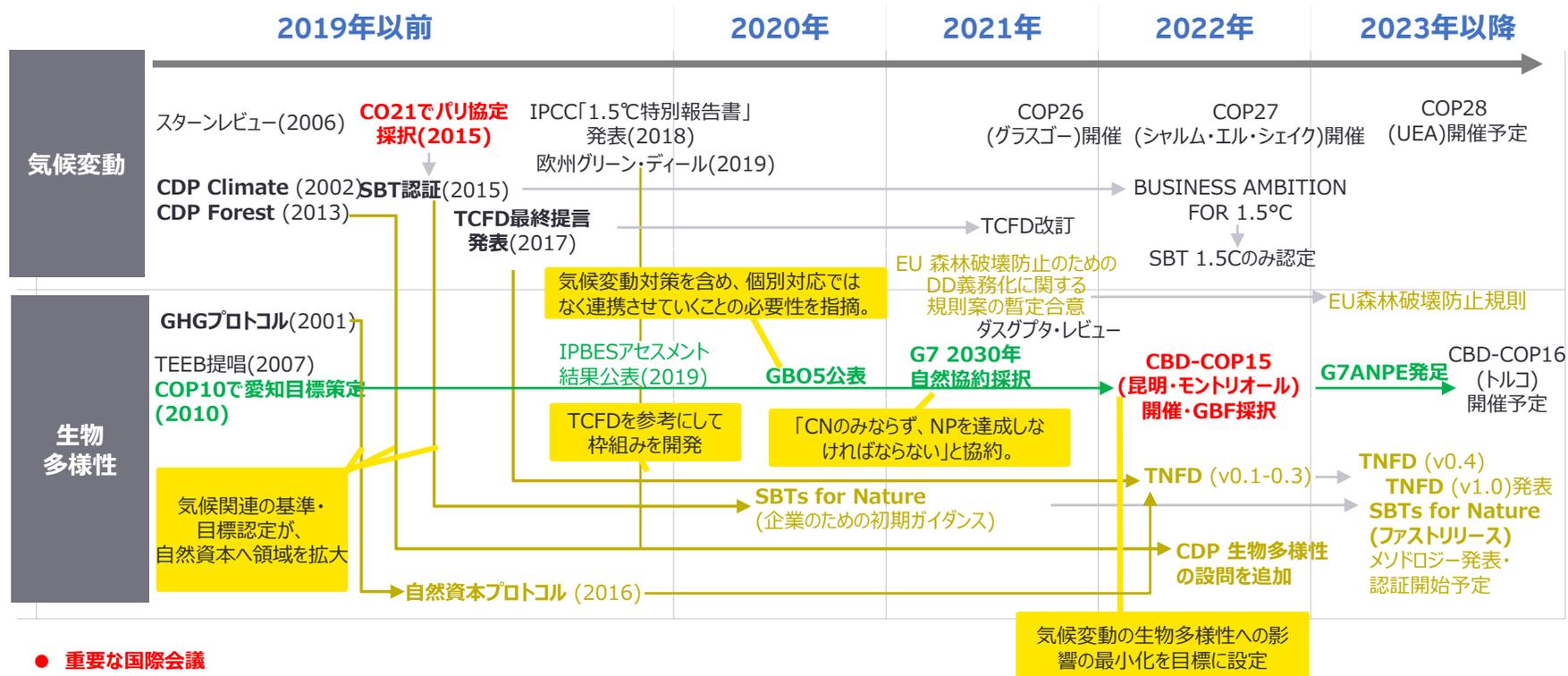
- ▶ 我々の経済・社会活動は、生態系資本（生物多様性）、地下資源（金属、化石燃料等）、非生物資源（再生エネルギー等）といった**自然資本のストックに依存**している
- ▶ その自然資本のストックから生み出されるフローを受けて経済・社会は成り立っている
- ▶ 一方、それらの**自然資本を使用することによって自然資本にも影響を与えてしまう**こともある
- ▶ 自然資本のストックが減少すれば、これらのフローは減少し、経済にも支障が生じる
- ▶ 自然資本・生物多様性は今後変動する可能性があり、**ビジネスの持続可能性に影響を与える可能性**がある
- ▶ そのため、企業には自然資本・生物多様性に対する**依存性の対策と影響の低減**が求められる



2

企業に求められる自然資本・生物多様性への対応 気候変動と生物多様性の主な動向

- ▶ 近年は**他領域を気候変動と関連付け、統合的に取り組みを進める**重要性が指摘されている
- ▶ 2019年以降、気候変動関連を起点として、生物多様性を含む**他領域の課題解決とのシナジーが活発化**している
- ▶ 特に**生物多様性への関心は高まっている**



出所：各種公開情報を基に作成

2

企業に求められる自然資本・生物多様性への対応 気候変動と生物多様性の主な動向(一部抜粋)

- ▶ 開示枠組みのみならず、基準・評価機関も気候変動版に倣い**生物多様性版を開発**している
- ▶ 国連会議やEUは近年、**気候変動と生物多様性の間のシナジーの重要性**を指摘している

情報開示



TCFD最終提言 (2017)



TNFD
(2023年最終化予定)



I SSB S1・S2
(20FRS23年最終化予定)

- ▶ TCFDの自然資本版にあたるTNFDの開発が開始。**TCFDのフレームワークに準拠**しながら、企業における自然資本・生物多様性への依存・影響を分析するアプローチを提案。
- ▶ IFRSによるサステナビリティ関連開示基準収斂の動きに伴い開発が進むISSB S1・S2では、**TCFDのフレームワークを参照**。



GHG
プロトコル
(2001)



SBT
(2015)



CDP
Climate(2002)
Forest (2013)



自然資本
プロトコル
(2016)



SBTs
for Nature
(2024年
認証開始予定)



生物多様性
設問の追加
(2022)

- ▶ GHG排出量算定・報告のための基準「GHGプロトコル」に続き、自然資本連合は、**企業向けの自然資本会計の国際的枠組**として「自然資本プロトコル」を公表。
- ▶ SBTは、GHG排出量削減目標を認定する**SBTの自然資本版「SBTs for Nature」**を開発。本格的な認証は2024年ごろを予定。
- ▶ CDPは、**CDP Climateに生物多様性に関する設問を追加**。

制度

気候変動×生物多様性



G7 2030年
自然協約採択
(2021)



CBD-COP15開催
GBF採択
(2022)

気候変動×生物多様性



欧州
グリーン・ディール
(2019)



欧州森林破壊
防止規則 (EUDR)
(2023)

- ▶ G72030年自然協約において、「**CNのみならず、NPを達成しなければならない**」と協約。
- ▶ CDP-COP15で採択されたGBFにおいて、**気候変動の生物多様性への影響の最小化を目標に設定**。
- ▶ 持続可能な経済へ移行する欧州グリーン・ディールではサプライチェーンの透明化が求められている。**気候変動緩和と生物多様性保全の観点から、EU は圏内の消費と生産によって引き起こされる森林減少と森林劣化を抑制することを目的に EUDR が策定**。

出所：各種公開報を基に作成

※CN＝カーボンニュートラル、NP＝ネイチャーポジティブを指す。

2

企業に求められる自然資本・生物多様性への対応 生物多様性保全に期待されるビジネスの役割と要求の動向

- ▶ 国内外における、主要な国際機関や政府機関等による**企業への生物多様性対応に対する期待**を下記のとおり抜粋する



Convention on
Biological Diversity

生物多様性条約 (CBD)

- ▶ 昆明・モントリオール生物多様性国際枠組 (GBF) に**ビジネス関連の目標設定**
- ▶ 汚染防止対策、持続可能な生産と消費、情報開示、資金動員、利益分配等への対応が求められる
- ▶ 自然環境・生物多様性の保全とキャパシティビルディングにも積極的貢献



生物多様性及び生態系サービスに関する 政府間科学—政策プラットフォーム (IPBES)

- ▶ **生物多様性の保全、その持続可能な利用及び遺伝資源の利用から生じる利益の公正かつ公平な共有**に取り組むためには、企業及び金融セクターへの関与が不可欠
- ▶ ビジネスの依存度と影響を評価する「**ビジネスと生物多様性に関するアセスメント**」を策定 (2025年発表予定)



生物多様性 国家戦略 (2023~2030年)

- ▶ 基本戦略3「**ネイチャーポジティブ経済の実現**」の達成には企業の役割が重要
- ▶ 事業活動による生物多様性への**負の影響の低減、正の影響の拡大**、企業や金融機関の**生物多様性関連リスクの低減**、及び**持続可能な生産形態**を確保するための行動の推進が求められる



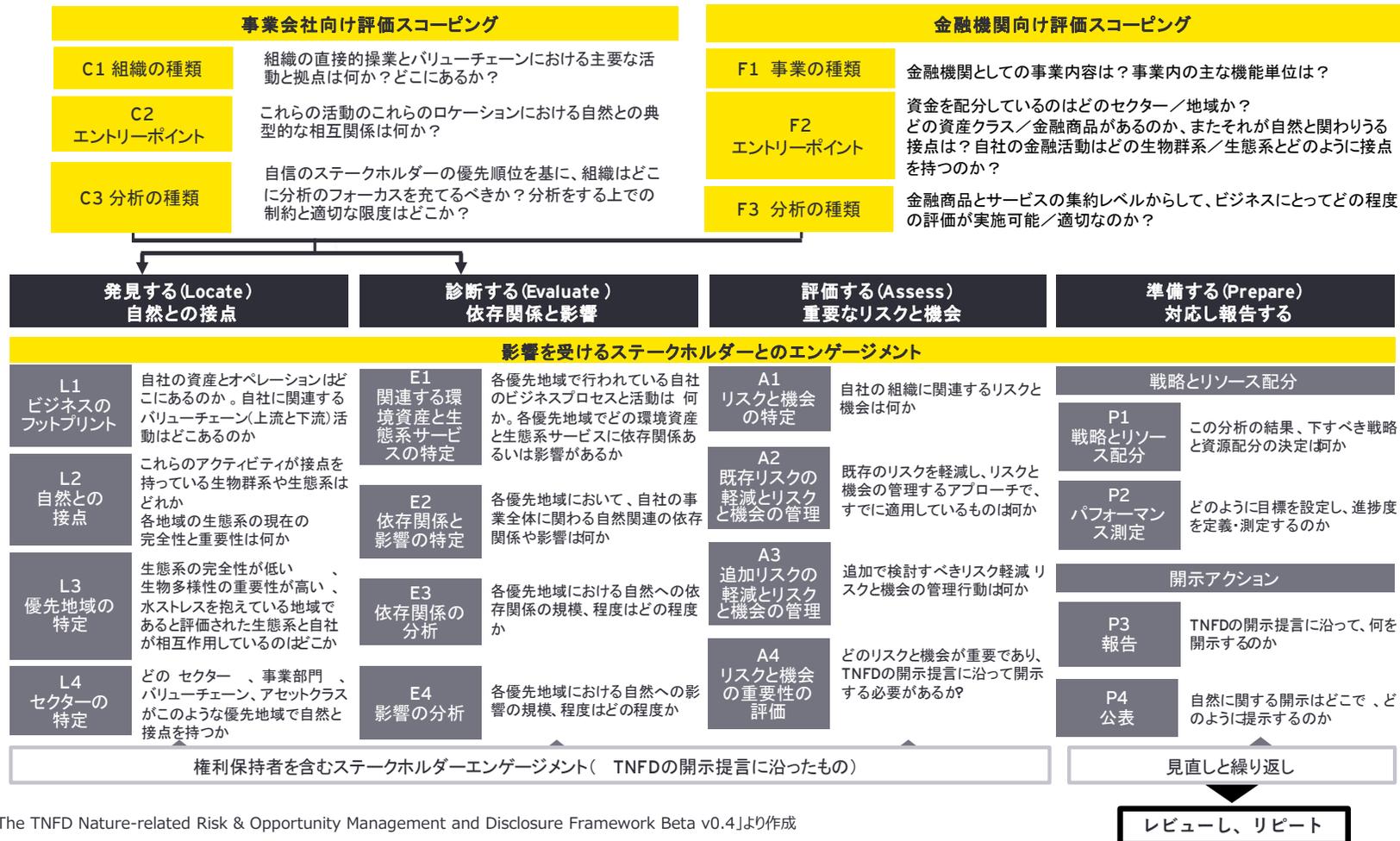
欧州連合 (EU)

- ▶ 生物多様性は経済の根幹であり、企業の持続可能な未来の鍵とし、**EUタクソミー**や**EUDR (欧州森林破壊防止規則)**等の規則を通じて企業の生物多様性対応を求めている
- ▶ 「**EU Business & Biodiversity Platform**」にて**ビジネスと生物多様性の関連性への理解を促進**

3 自然関連財務情報開示の動向紹介

TNFD : LEAPアプローチ

- ▶ 情報開示に向けた分析手法として、LEAPアプローチが推奨されている
- ▶ 4つのステップと、企業(C)または金融機関(F)が対応するスコーピングを含む19の質問項目により構成されている



3

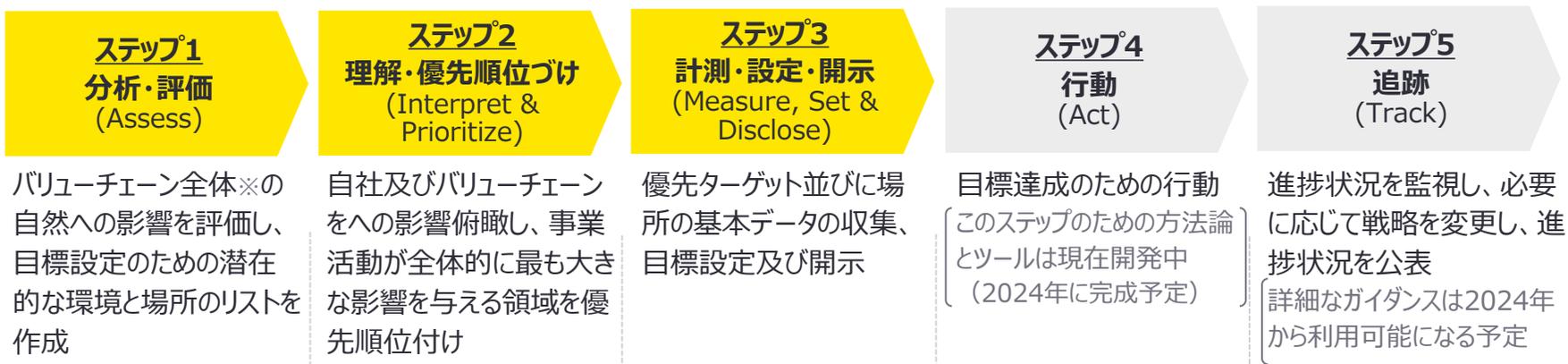
自然関連財務情報開示の動向紹介

SBTs for Nature

(Science-Based Targets for Nature : 自然に関する科学に基づく目標設定)

- ▶ 企業による自然に関する**科学に基づく目標設定についてのガイダンス**である
- ▶ 企業が環境問題について現在の理解を補足する、または問題に初めて取り組む際に参考となる**5つのステップ**を推奨している
- ▶ 2023年5月に公表された1st releaseは
 - ▶ 5つのステップのうち1~3がカバーされており、各ステップに対する技術的ガイダンスのほか、活用可能なスプレッドシート等が提供されている。SBTNは企業に対し、**まずはステップ1**を実施するよう推奨している
 - ▶ 自然資本の**4分野（水、土地、生物多様性、海洋）**のうち、水と土地を対象としている
 - ▶ 企業が淡水の質と量および陸域生態系を保護および回復するための目標に対する環境への重大な影響を評価し、**優先順位をつけるための技術的ガイダンス**となっている
- ▶ 本ガイダンスで示す目標設定は、SDGsやGBF、パリ協定など、気候や自然、開発に関する世界的な目標とも一致している

SBTs for Natureのプロセス



※初版では自社及び上流のみが対象で下流は含まない



SCIENCE BASED TARGETS NETWORK
GLOBAL COMMONS ALLIANCE

3

自然関連財務情報開示の動向紹介

CDP (Carbon Disclosure Project : カーボン・ディスクロージャー・プロジェクト)

- ▶ CDP質問書は、ESG投資を行う機関投資家や大手購買企業の要請に基づき、**企業の環境情報を得る**ために送付現在、企業向けには、**気候変動、フォレスト、水セキュリティの3種類の質問書**がある
- ▶ CDPのスコアリングでは、企業の**環境スチュワードシップの度合い**を、情報開示、認識、マネジメント、リーダーシップのレベルで評価し、AからD-までのスコアを付与している（Aが最高評価）
- ▶ 2022年度は、全世界約18,700社（日本企業1,700社超）の企業が気候変動、フォレスト、水セキュリティに関する情報開示を行い、そのうち15,000社がスコアリングを受けている
- ▶ 水セキュリティおよび森林は、**生物多様性と非常に関連深く**、また**気候変動においては2022年から新たに生物多様性問題に関する質問**が追加されている

CDPの3つの質問書

Climate Change (2002年スタート)

- ▶ 主な構成項目は、ガバナンス、リスクと機会、事業戦略、目標と実績、排出量算定方法/データ、エネルギー、追加指標等。
- ▶ 2022年には、**生物多様性問題に関するガバナンス、コミットメント、モニタリング、報告**を中心とした質問が含まれた。
- ▶ 金融機関のみを対象とした、森林・水セキュリティに関する追加質問がある。

Forests (2013年スタート)

- ▶ 主な構成項目は、森林リスク・コモディティへの依存度、森林関連のネガティブ影響、リスク評価、リスクと機会、ガバナンス、事業戦略、目標、認証等。
- ▶ 森林減少に関連する4つの主要森林リスク・コモディティ（木材、畜牛品、大豆、およびパーム油）およびカカオ、コーヒー、ゴムに関して、企業が生産、調達、使用方法に焦点を当てている。

Water security (2010年スタート)

- ▶ 主な構成項目は、企業の水会計指標、バリューチェーンとのエンゲージメント活動、事業への影響、リスク評価手続き、リスク・機会・およびそれへの対応、水関連ガバナンスと事業戦略等。
- ▶ 水資源の企業の経営管理、ガバナンス、使用、およびスチュワードシップに関する投資家、顧客、および政策立案者向けの情報を収集している。



項目	質問概要 (CDP Climate Change 2023 - C15 生物多様性)
ガバナンス	(C15.1) 取締役会/執行役員レベルの監督や責任
戦略	(C15.2) 対外的なコミットメントやイニシアチブへの賛同状況
リスクと影響の管理	(C15.3) バリューチェーンによる影響と依存度の評価の有無/(C15.4) 影響が大きい地域またはその周辺での事業活動の有無/(C15.5) 生物多様性関連コミットメントを進展するための行動
指標と目標	(C15.6) 生物多様性関連活動全体の実績を監視するための指標
その他	(C15.7) CDP以外の情報公開状況

3

自然関連財務情報開示の動向紹介

EUDR (EU Deforestation Regulation : 欧州森林破壊防止規則)

- ▶ 2023年6月29日に欧州委員会に承認され、その後18か月間の移行期間が設けられている
- ▶ EUDRでは、**コーヒー豆やパーム油等の対象7品目**（下記の図のとおり）について、**森林破壊や森林劣化につながる、合法性および持続可能性に関する要求事項を満たさない製品のEU市場への持ち込みや、EU市場からの輸出を禁止**している
- ▶ EU内で取引される製品は下記の条件を満たす必要があり、**違反すると罰則**が設けられる
 - ▶ 「森林破壊フリー」で対象製品が生産されている
 - ▶ 国・地域ごとの法律に従って生産されている
 - ▶ 上記2点について、デューデリジェンスレビューを実施し、管轄する加盟国へ適切に報告している
- ▶ ライフサイクルを終えて廃棄されるはずであった素材から全てが生産された物品には適用されない
- ▶ **違反した場合、EU圏内における年間売り上げの4%を罰金**として徴収、収入や製品の没収、**一時的な市場での取引の禁止、公的なファンドからの調達**の禁止 等のようなペナルティが課せられる

EUDRの7つの品目と主要な要求事項

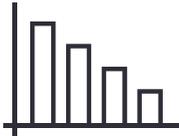
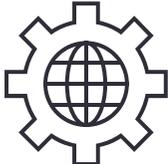
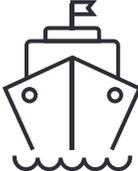
牛 (牛肉、皮) 	カカオ豆 (チョコレートを含む) 	コーヒー豆 	パーム油 	大豆 (大豆油を含む) 	木材 (燃料用木材、丸太、 製材品、家具等) 	ゴム (天然ゴム、タイヤ等 のゴム製品) 
①必要な製品情報及び文書の収集 (5年間保存、所管官庁の求めに応じて提出)		②すべての耕作地帯のリスク評価の実施		③リスク低減措置		

3

自然関連財務情報開示の動向紹介 EU Taxonomy : Delegated Acts (EUタクソノミー委任法)

- ▶ 気候変動問題の解決などの環境目的を達成するために、**環境的に持続可能な経済活動に公共投資と民間投資を振っていくことを目的とした分類システム**である
- ▶ 現時点ではEU圏内で適用されているが、今後世界基準となる可能性もあり注視していく必要がある
- ▶ EU Taxonomyに基づく情報開示が求められている企業は、(1)欧州を拠点とし金融市場に参加する企業、(2)欧州で経営する従業員500人以上の企業である
- ▶ 企業は、**サステナブルな経済活動と判定されるために、以下の基準を全てクリアする必要がある**
 - ▶ 環境目標の1つ以上に対して実質的な貢献をしているか
 - ▶ その他の環境目標に対して著しい害を及ぼしていないか
 - ▶ 環境 (E) に加えて社会 (S) に関する最低限の基準を満たしているか
 - ▶ 欧州委員会が指定した一定の技術水準に準拠しているか
- ▶ 企業は、**6つの環境目標のうち少なくとも1つに貢献している必要がある**

EU Taxonomyの6つの環境目標

<p>気候変動の緩和</p> 	<p>気候変動への適応</p> 	<p>水と海洋資源の持続可能な利用と保全</p> 	<p>循環型経済への移行、廃棄物の抑制、およびリサイクルへの移行</p> 	<p>環境汚染防止および抑制</p> 	<p>生物多様性と生態系の保全・回復木材 (燃料用木材、丸太、製材品、家具等)</p> 
--	---	---	--	--	---

3

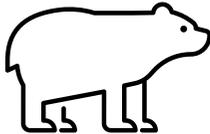
自然関連財務情報開示の動向紹介

S&P CSA

(S&P Global Corporate Sustainability Assessment : S&Pグローバルによるコーポレート・サステナビリティ評価/旧DJSI)

- ▶ 1999年に米国のS&P Dow Jones Indices社とスイスのRobecoSAM社が共同開発した投資家向けのインデックス（指数）であり、ESGインデックスとして最も歴史があり、知名度の高いインデックスの一つである
- ▶ **ESGの観点から世界の主要企業の持続可能性（サステナビリティ）を評価し、総合的に優れた企業を選定する**
- ▶ 設問の種類は、ESGで分かれており、**Eの環境パートでは、環境方針及びマネジメントシステム、排出、資源効率と循環型社会、廃棄物、水、気候戦略、生物多様性の7つに分かれている**
- ▶ **2.7に生物多様性に関する設問項目が設けられており、「生物多様性リスク評価」「生物多様性コミットメント」「森林破壊防止コミットメント」について問われている**
- ▶ 生物多様性に関する設問は2022年度から更新され、「2.7.1生物多様性リスク評価」の設問が増設された。（2022年度は、「生物多様性コミットメント」と「森林破壊防止コミットメント」のみ）
- ▶ 各設問の回答に根拠資料の添付が必要であり、設問により公表資料に限定されるものもある
- ▶ 例年、3月半ばごろに各企業に案内が送付され、4月から8月までの間のうち約2か月間が回答期間となる

CSAの生物多様性に関する3つの質問

<p>2.7.1 生物多様性リスク評価 貴社は、すべての関連する事業活動を対象に、自然への依存度と影響に関連する生物多様性リスクを評価しましたか。</p> 	<p>2.7.2 生物多様性コミットメント 貴社は、生物多様性に関する公表している方針やコミットメントがありますか。</p> 	<p>2.7.3 森林破壊防止コミットメント 貴社には、自社の事業活動に関して森林破壊防止方針やコミットメントを公表していますか。そのコミットメントは貴社のサプライチェーンに適用されますか。</p> 
---	---	---

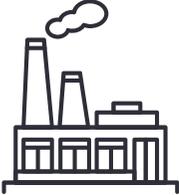
3 自然関連財務情報開示の動向紹介

ISSB : IFRS

(International Sustainability Standards Board : International Financial Reporting Standards
国際サステナビリティ基準委員会 : 国際財務報告基準)

- ▶ ISSBは現在、**IFRS S1 (全般的要求事項) /S2 (気候関連開示) 基準**を公表している
- ▶ そのなかで、次のアジェンダの優先度に関する公開協議の中で、2024年から2026年の作業計画に追加する可能性がある**新たなリサーチ及び基準設定のプロジェクト案の一つに「生物多様性、生態系及び生態系サービス」**をあげている
- ▶ 現時点では、**生物多様性関連のリスクと機会を特定する際に、IFRS S1 (全般的要求事項) のP17に、CDSB Framework Application Guidanceを参照できるとしている**
- ▶ IFRS S2 (気候関連開示) には、**生物多様性 (の損失) は気候関連の慢性物理リスクの一つとして紹介**されている
- ▶ 生物多様性に関しては、現在、人権など含めて**新たな開示基準の開発の優先順位を決めている段階**である (意見募集の期限は 2023 年 9 月 1 日迄)

ISSBの範囲 (サブピック)

水	土地利用及び土地利用の変化	汚染	資源利用	外来種
				

4 TCFDとTNFDとの関係性の概要 TCFDとTNFDの相違

- ▶ TNFDは、TCFDと比較して新たな要素があるものの、TCFDのフレームワークを出発点とすることで**情報開示に関するアプローチの一貫性を確保し、組織が気候変動リスクと自然関連リスクに並行して取り組めるようにすることを目的としている**
- ▶ TNFDの実施は、**これまでTCFDの実施経験と気候変動関連の対策を活かしながら、自然資本・生物多様性関連の情報評価へと拡張すればよい**

TNFDとTCFDとの類似点	TNFDの新たな要素
<ul style="list-style-type: none"> • 情報開示に関する提言が、TCFDと同様に4つの柱のアプローチに基づいていること • TCFDの情報開示に関する11の提言を出発点として構築されていること • ISSBによるサステナビリティ基準のためのグローバルな考え方と整合していること • リスクと同時に機会に焦点を当てていること • バリューチェーンの整理（気候変動の「スコープ」概念や直接/上流/下流） 	<ul style="list-style-type: none"> • 自然関連開示におけるロケーション別分析の重要性、バイオーム（生物群系）との関わりの究明 • リスクや機会につながる依存関係や影響への焦点 • 自然関連リスク評価のための補足的な「ハウツー」ガイダンス（LEAP 及び LEAP-FI プロセス） • 物理的リスク、移行リスクに加え、自然関連財務リスクをシステムリスクとして捉える • 優先セクターのための固有のガイダンスの開発 • 市場参加者の自然に対する理解を助けるための概念構造と言語体系 • 気候と自然との相互関係を踏まえた情報開示における統合的なアプローチ

4 TCFDとTNFDとの関係性の概要 フレームワークおよび開示推奨事項・開示提言の相違

- ▶ TNFDは、TCFDのフレームワークを参考に作成されているため、TCFDと概ね同一の開示内容が多々あるが、TNFDとしてTCFDで求められる情報より新たに**対応が必要な箇所**もある
- ▶ TNFDの開示推奨事項は、TCFDの4つの柱「ガバナンス」、「戦略」、「リスク管理」、「指標と目標」と概ね同様のため（「リスクと影響の管理」とされている点がTCFDと少し異なるが）、気候変動関連の対応と情報を「**自然に関連する依存関係、影響、リスクと機会**」に読み替えて対応できる事項も多く含まれている
- ▶ TCFDのアプローチと異なるTNFDの部分としては、**自然への依存関係と影響（戦略A）、シナリオの設定（戦略C）、バリューチェーン上の優先拠点の特定（戦略D）、ステークホルダーの関与（リスクと影響の管理D）、指標と目標の設定の仕方（A～C）**といった開示推奨事項への対応が必要である

TCFDのフレームワーク

要求項目	ガバナンス	戦略	リスク管理	指標と目標
項目の詳細	気候関連のリスクと機会に係る当該組織のガバナンスを開示する。	気候関連のリスクと機会をもたらす当該組織の事業、戦略、財務計画への現在及び潜在的な影響を開示する。	気候関連リスクについて、当該組織がどのように識別、評価、及び管理しているかについて開示する。	気候関連のリスクと機会を評価及び管理する際に用いる指標と目標について開示する。
推奨される開示内容	a) 気候関連のリスクと機会についての、当該組織取締役会による監視体制を説明する。 b) 気候関連のリスクと機会を評価・管理する上で経営の役割を説明する。	a) 当該組織が識別した、短期・中期・長期の気候関連のリスクと機会を説明する。 b) 気候関連のリスクと機会が当該組織のビジネス、戦略及び財務計画（ファイナンスプランニング）に及ぼす影響を説明する。 c) 2度以下シナリオを含むさまざまな気候関連シナリオに基づく検討を踏まえ、組織の戦略のレジリエンスについて説明する。	a) 当該組織が気候関連リスクを識別及び評価するプロセスを説明する。 b) 当該組織が気候関連リスクを管理するプロセスを説明する。 c) 当該組織が気候関連リスクを識別・評価及び管理のプロセスが、当該組織の総合的リスク管理にどのように統合されているかについて説明する。	a) 当該組織が、自らの戦略とリスク管理プロセスに即して、気候関連のリスクと機会を評価するために用いる指標を開示する。 b) Scope 1、Scope 2及び、当該組織に当てはまる場合はScope 3の温室効果ガス（GHG）排出量と関連リスクについて説明する。 c) 当該組織が気候関連リスクと機会を管理するために用いる目標、及び目標に対する実績を開示する。

： TCFD開示よりTNFD開示で追加の対応が必要な箇所

TNFDのフレームワーク

要求項目	ガバナンス	戦略	リスクと影響の管理	指標と目標
項目の詳細	自然に関連する依存、影響、リスクと機会に関する組織のガバナンスを開示する。	自然関連リスクと機会が、組織の事業、戦略、財務計画に与える実際及び潜在的な影響を、そのような情報が重要である場合に開示する。	組織が自然に関連する依存、影響、リスク、機会をどのように特定し、評価し、管理しているかを開示する。	自然に関連する依存、影響、リスク、機会の評価と管理に使用される指標と目標を、その情報が重要である場合に提示する。
推奨される開示内容	A.自然関連の依存関係、影響、リスクと機会に関する取締役会の監視について説明する。 B.自然関連の依存関係、影響、リスク、機会の評価と管理における経営者の役割について説明する。	A.組織が短期、中期、長期にわたって特定した、自然関連の依存関係、影響、リスク、機会について説明する。 B.自然関連のリスクと機会が、組織の事業、戦略、財務計画に与え、今後与え得る影響について説明する。 C.様々なシナリオを考慮しながら、自然関連リスクと機会に対する組織の戦略のレジリエンスについて説明する。 D.優先エリアに存在する、組織の直接的境界や上流、下流、場合によっては投資先に属する拠点や活動の位置を開示する。	A(i) 直接的な活動における自然に関連する依存関係、影響、リスク及び機会を特定し及び評価するための組織のプロセスを説明すること。 A(ii) 川上及び川下のバリューチェーン並びに投資先の活動及び拠点における自然に関連する依存関係、影響、リスク及び機会を特定するための組織のアプローチについて記述すること。 B.自然関連の依存関係、影響、リスク、機会を管理するための組織のプロセス、これらに対応する対策について説明する。 C.自然関連リスクの特定、評価、管理のプロセスが、組織全体のリスク管理にどのように組み込まれているかについて説明する。 D.自然関連の依存関係、影響、リスク、機会に対する評価と対応において、影響を受けるステークホルダーが組織にどのように関与しているかを説明する。	A.組織が戦略およびリスク管理プロセスに沿って、自然関連リスクと機会を評価し管理するために使用している指標を開示する。 B.組織が自然に対する影響、依存関係を評価および管理するために使用する指標を開示する。 C.組織が自然関連の依存、影響、リスクと機会を管理するために用いている目標、目標に対するパフォーマンスについて説明する。

： TCFD開示よりTNFD開示で追加の対応が必要な箇所
： TNFD開示で独自に追加の対応が必要な箇所

4 TCFDとTNFDとの関係性の概要 TNFDの対応事項

▶ TCFDとTNFD開示の違いを踏まえ、4つの柱のそれぞれで追加対応が必要と考えられる事項がある

柱	項目	TCFD	TNFD
ガバナンス	TCFDとTNFDの対応関係	気候関連事項のリスク・機会にフォーカスした開示を要求	自然関連の依存関係、影響、リスクと機会にフォーカスした開示を要求
戦略	生物多様性のリスク・機会の特定	2℃以下のシナリオに基づいた低炭素経済へ移行した際の短期・中期・長期なリスク・機会、財務影響、レジリエンスの結果を開示	シナリオを自由に設定し、自然関連の依存関係、影響のリスク・機会、財務影響、レジリエンスの結果を短期・中期・長期に分けて開示
	優先エリアに存在するロケーション	-	優先エリアに存在する、組織の直接的操業や上流、下流、場合によっては投資先に属する拠点や活動の位置を開示
リスクの管理	ステークホルダーとの関係性	-	生物多様性の影響を受けるステークホルダーを特定し、組織にどのように関与しているかを把握する必要
指標と目標	生物多様性の指標・目標設定	気候関連事項のリスク・機会を評価した指標及びGHG排出量、気候変動目標と実績を開示	自然関連の依存関係、影響のリスク・機会を評価した指標、自然関連の依存関係、影響の目標と実績を開示

企業の対応事項

- ▶ 生物多様性の体制・取組状況を開示に反映させる必要がある。
- ▶ 担当部署が中心となり、社内規定の確認、関係部門へのヒアリングを実施し情報を収集する必要がある。

- ▶ **自然関連の依存関係、影響**のリスク・機会を把握するためにはLEAPアプローチなどの分析を行う必要がある。
- ▶ 分析の結果を基に組織のポートフォリオにおいて**優先すべき地域、またはセクターを特定**する必要がある。
- ▶ また同様に**重要な自然資本を特定**する必要がある。
- ▶ **シナリオは組織で想定、設定**する必要がある。
- ▶ 上記の結果を用いて、**短期・中期・長期のリスク・機会を特定し、その対策と管理を実施**することが必要である。

- ▶ バリューチェーン上の取引先の企業以外に、優先エリア等の**ステークホルダーエンゲージメント**も必要である（地域の住民や団体等）。

- ▶ バリューチェーンの分析結果を踏まえて、生物多様性**目標及び目標の進捗を測定する指標を設定**する必要がある。



自然関連財務情報開示の現状

自然関連財務情報開示のためのワークショップ《ベーシック編》

第1回 自然との接点の分析に活用できるツールの紹介・実践

2023年09月15日

受託者：EYストラテジー・アンド・コンサルティング株式会社 EY新日本有限責任監査法人